合成繊維の長繊維の糸から製造したその他の織物であって、紡織用繊維の含有量が全重量の九十パーセントを超えるもの		
	人造繊維の押出しと製織との組合せ	
その他の産品	製織、メリヤス編み若しくは不織布に係る工程と染色、塗布若しくはゴム加工との組合せ、メリヤス編み若しくは不織布に係る工程との組合せ又は糸の染色と製織、メリヤス編み若しくは不織布に係る工程との組合せ又はゴム加工と少なくとも二の他の主要な準備若しくは仕上げの工程（カレンダー仕上げ、防縮加工、ヒートセット、永久加工等）との組合せ（ただし、生産において使用される非原産材料の価額が産品のＥＸＷの五十パーセント又はＦＯＢの四十五パーセントを超えないことを条件とする。）	
五九・〇七		
	製織、メリヤス編み若しくは不織布の形成と染色、なせん、塗布、染み込ませ若しくは被覆との組合せ、フロック加工と染色若しくはなせんとの組合せ又はなせん（独立の作業）	
五九・〇八		
白熱ガスマントル（染み込ませてあるものに限る。）	白熱ガスマントル用の管状のメリヤス編物又はクロセ編物からの生産	
その他の産品	ＣＴＨ	
五九・〇九―五九・一一	天然繊維若しくは人造繊維の短繊維の紡績と製織、メリヤス編み若しくは不織布の形成との組合せ、人造繊維の押出しと製織、メリヤス編み若しくは不織布の形成との組合せ、製織、メリヤス編み若しくは不織布の形成と染色、塗布若しくは積層との組合せ又は塗布、フロック加工、積層若しくはメタライジングと少なくとも二の他の主要な準備若しくは仕上げの工程（カレンダー仕上げ、防縮加工、ヒートセット、永久加工等）との組合せ（ただし、生産において使用される非原産材料の価額が産品のＥＸＷの五十パーセント又はＦＯＢの四十五パーセントを超えないことを条件とする。）	

第六〇類　メリヤス編物及びクロセ編物

六〇・〇一―六〇・〇六	天然繊維若しくは人造繊維の短繊維の紡績とメリヤス編み若しくはクロセ編みとの組合せ、人造繊維の長繊維の糸の押出しとメリヤス編み若しくはクロセ編みとの組合せ、メリヤス編み若しくはクロセ編みと染色、フロック加工、塗布、積層若しくはなせんとの組合せ、フロック加工と染色若しくはなせんとの組合せ、糸の染色とメリヤス編み若しくはクロセ編みとの組合せ又はねん糸若しくはテクスチャード加工とメリヤス編み若しくはクロセ編みとの組合せ（ただし、非原産であるよっていない又はテクスチャード加工していない糸であって生産において使用されるものの価額が産品のＥＸＷの五十パーセント又はＦＯＢの四十五パーセントを超えないことを条件とする。）	
六一・〇一―六一・一七	メリヤス編み若しくはクロセ編みと製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ又はメリヤス編み若しくはクロセ編みと製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ、人造繊維の長繊維の糸の押出しとメリヤス編み若しくはクロセ編みとの組合せ、一の工程においてメリヤス編みを行い、製品にすること又は裁断により形成し、又は直接に形成したメリヤス編物又はクロセ編物の二以上を縫い合わせ、又はつなぎ合わせて得られる産品	
その他の産品	天然繊維若しくは人造繊維の短繊維の紡績とメリヤス編み若しくはクロセ編みとの組合せ、人造繊維の長繊維の糸の押出しとメリヤス編み若しくはクロセ編みとの組合せ、一の工程においてメリヤス編みを行い、製品にすること又は製品にすること（布の裁断を含む。ただし、生産において使用される非原産材料の価額が産品のＥＸＷの五十パーセント又はＦＯＢの四十五パーセントを超えないことを条件とする。）。	

第六一類　衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）

第六二類　衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）

六二・〇一	製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ、なせん（独立の作業）を経て製品にすること（布の裁断を含む。）又は製品にすること（布の裁断を含む。ただし、生産において使用される非原産材料の価額が産品のＥＸＷの五十パーセント又はＦＯＢの四十五パーセントを超えないことを条件とする。）。	
六二・〇二	ししゅうした産品	
	製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ、なせん（独立の作業）を経て製品にすること（布の裁断を含む。）又は製品にすること（布の裁断を含む。ただし、非原産であるししゅうしていない織物であって、生産において使用されるものの価額が産品のＥＸＷの四十五パーセントを超えないことを条件とする。）又はＦＯＢの四十五パーセントを超えないことを条件とする。）。	
六二・〇三	その他の産品	
	製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ、なせん（独立の作業）を経て製品にすること（布の裁断を含む。）又は製品にすること（布の裁断を含む。ただし、生産において使用される非原産材料の価額が産品のＥＸＷの五十パーセント又はＦＯＢの四十五パーセントを超えないことを条件とする。）。	
六二・〇四	ししゅうした産品	
	製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ、ししゅうしていない織物からの生産（ただし、非原産であるししゅうしていない織物であって、生産において使用されるものの価額が産品のＥＸＷの五十パーセント又はＦＯＢの四十五パーセントを超えないことを条件とする。）又はＦＯＢの四十五パーセントを超えないことを条件とする。）。	
その他の産品	製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ、なせん（独立の作業）を経て製品にすること（布の裁断を含む。）又は製品にすること（布の裁断を含む。ただし、生産において使用される非原産材料の価額が産品のＥＸＷの五十パーセント又はＦＯＢの四十五パーセントを超えないことを条件とする。）。	
六二・〇五	ししゅうした産品	
	製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ、なせん（独立の作業）を経て製品にすること（布の裁断を含む。）又は製品にすること（布の裁断を含む。ただし、生産において使用される非原産材料の価額が産品のＥＸＷの五十パーセント又はＦＯＢの四十五パーセントを超えないことを条件とする。）。	
六二・〇六	ししゅうした産品	
	製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ、ししゅうしていない織物からの生産（ただし、非原産であるししゅうしていない織物であって、生産において使用されるものの価額が産品のＥＸＷの五十パーセント又はＦＯＢの四十五パーセントを超えないことを条件とする。）又は製品にすること（布の裁断を含む。ただし、生産において使用される非原産材料の価額が産品のＥＸＷの五十パーセント又はＦＯＢの四十五パーセントを超えないことを条件とする。）。	